

インフラの戦略的な維持管理・更新等のための 地方公共団体及び所管法人等に対する支援策

(平成31年4月1日現在)

令和元年9月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

支援策を取りまとめるに当たって

- 本資料は、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)により、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するとしたことを受け、各インフラの管理者が「インフラ長寿命化計画」(行動計画)及び「個別施設毎の長寿命化計画」の策定やこれらに基づく取組を着実に推進することができるよう、地方公共団体及び所管法人等が活用可能な各省庁による支援策を、【1】財政的支援、【2】技術的支援、【3】その他の支援、の別にとりまとめたもの。
- 地方公共団体及び所管法人等においては、各種支援策の活用等により、令和2年度までに個別施設計画を策定するなど、積極的な取組が求められる。

目 次

1. 警察庁		4
2. 総務省		7
3. 文部科学省		9
スポーツ庁		14
4. 厚生労働省		15
5. 農林水産省		17
6. 経済産業省		22
7. 国土交通省		24
8. 環境省		44

警察庁

【1】財政的支援(都道府県警察施設整備費補助金による支援)

問合せ先
長官官房会計課 松本
03-3581-0141(内線2225)

都道府県が実施する警察施設の整備について都道府県警察施設整備費補助金で支援

(支援策の具体的内容)

警察本部、警察署庁舎といった警察施設は、第一線の警察活動の拠点として、留置施設、取調室等の設備を有している。また、防災拠点としての機能を有しており、災害発生時における、被災者の救護、応援部隊の受入れ等に活用している。

これらの機能を維持するため、老朽化した施設の建替整備が必要であり、都道府県が実施する当該施設の整備に要する経費について、一定額を補助(10分の5)する。

(支援策のイメージ)

【実施主体】
都道府県

【対象事業】
警察本部、警察署
等の警察施設整備



老朽化した警察施設



警察活動の拠点、災害発生時の防災拠点
としての機能を維持する必要



都道府県警察施設整備費補助金による支援

【1】財政的支援(都道府県警察施設整備費補助金による支援)

問合せ先
交通規制課 小坂
03-3581-0141(内線5204)

都道府県が実施する交通安全施設の整備について都道府県警察施設整備費補助金で支援

(支援策の具体的内容)

信号機をはじめとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を確保するために必要不可欠な施設である。

交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、警察庁インフラ長寿命化計画に即して実施する老朽施設の更新等に要する経費の一部を補助(10分の5)する。

(支援策のイメージ)

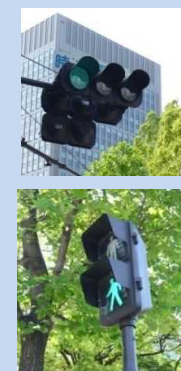
信号制御機等の更新

- 老朽化した信号制御機、信号柱等を更新



信号灯器のLED化

- 消費電力が電球式の約6分の1
- 長寿命
(LED式は6～8年、電球式は約半年～1年)



省 務 総

【1】財政的支援(地方債措置)

問合せ先
自治財政局財務調査課 伊藤
03-5253-5647(内線23477)

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)。

【地方債計画額 H30 : 4, 320億円 → H31 : 4, 320億円】

(具体的内容)

(期間: 平成29年度から令和3年度まで(⑥は令和2年度まで(ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下の事業等)

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)(注)

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)(注)

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率 : 90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率 : 30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率 : 90%

(注) 義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の
大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※ ①~⑦の全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

文 部 科 学 省
ス ポ ー ツ 庁

【1】財政的支援（公立学校施設整備費による支援）

問合せ先
大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課 水橋
03-5253-4111（内線2078）

地方公共団体が実施する公立学校施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

（支援策の具体的内容）

（主な補助事業）

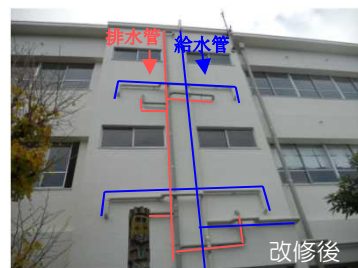
長寿命化改良	補助率：1／3	構造体の劣化対策を要する築40年以上の建物の長寿命化改修
大規模改造	補助率：1／3（原則）	建物の老朽化に伴う改修など
改 築	補助率：1／3（原則）	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物等の改築

（支援策のイメージ）

（長寿命化改良の例）



中性化対策のための抑制剤やアルカリ性付与剤の塗布



改修後
埋設されていた配管を改修の際に露出化



改修前



様々な学習内容・学習形態に対応できる多目的スペースを整備



外断熱、自然光利用、自然換気などの省エネルギー化

【1】財政的支援(国立大学施設整備費等による支援)

問合せ先
大臣官房文教施設企画・防
災部計画課 笠島
03-5253-4111(内線2300)

「国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、老朽化対策やイノベーション創出及びグローバル人材育成の基盤となる施設の整備など、施設の重点的、計画的整備を推進

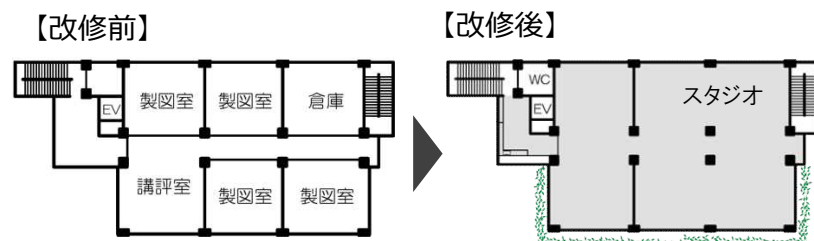
(支援策の具体的内容)

- ・施設の安全性を確保するとともに、各大学等の個性や特色を踏まえた教育研究環境づくりを進めるため、国立大学法人等(大学共同利用機関法人、国立高等専門学校を含む)に対し、施設整備費を定額補助。
- ・老朽化対策については、安全性・機能性に問題があり、計画的解消が不可欠な老朽施設(ライフラインを含む)の再生などを重点的に支援。

(支援策のイメージ)

＜整備事例＞ 建設学科建築学棟

老朽化した製図室をリノベーションし、開放的なフロア構成とし、課題制作やグループ討議、プレゼンテーションなどフレキシブルに利用出来るスタジオに再生。



改修前

老朽化した製図室



改修後

フレキシブルに利用できるスタジオ

【2】技術的支援(報告書・手引の作成、講習会の開催)

問合せ先
大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課 水橋
03-5253-4111(内線2078)

学校施設の長寿命化計画の策定や長寿命化改修の実施を推進するため、報告書・手引を作成するとともに、地方公共団体職員を対象とした講習会を開催。

(支援策の具体的内容)

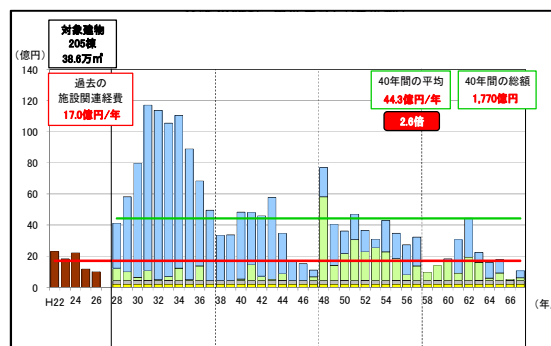
- ・「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」(平成26年1月)
- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27年4月)
- ・「子供たちの安全を守るために一学校設置者のための維持管理手引」(平成28年3月)
- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成29年3月)
- ・「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」(平成29年3月)
- ・「学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集」(平成31年3月)
- ・学校施設の長寿命化計画に係る専門家や先進的な取組を行う自治体職員等を派遣し、講習を実施。

(支援策のイメージ)

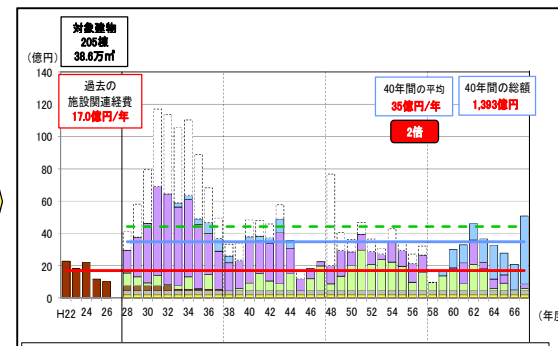
学校施設の建物状況を把握し、建物情報一覧表を作成

建物基本情報												
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	固定資産台帳番号	用途区分	学校種別	建物用途	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度
001	1301	A小学校	校舎1	1	2203001157	小学校	校舎	RC	3	2,562	1969	S44
002	1301	A小学校	校舎2	5	2203001158	小学校	校舎	RC	3	1,525	1969	S44
003	1301	A小学校	校舎3	18-12	2203001159	小学校	校舎	RC	4	1,179	2002	H14
004	1301	A小学校	体育館	19-123	2203001160	小学校	体育館	RC	4	1,408	2002	H14
005	1302	B小学校	校舎1	2-1		小学校	校舎	RC	3	1,819	1964	S39
006	1302	B小学校	校舎2	2-2		小学校	校舎	RC	3	1,744	1970	S45
007	1302	B小学校	校舎3	7		小学校	校舎	RC	3	911	1980	S55
008	1302	B小学校	体育館	7		小学校	体育館	S	2	668	1972	S47
009	1303	C小学校	校舎1	1		小学校	校舎	RC	3	3,010	1970	S45
010	1303	C小学校	校舎2	2		小学校	校舎	RC	3	1,750	1972	S47
011	1303	C小学校	体育館・特別教室棟	5		小学校	体育館	RC一部S	2	789	1971	S46

(従来の改築型)



(長寿命化型)



今後の維持・更新コストを自動的に試算し、グラフ出力可能

【2】技術的支援(報告書の作成、普及啓発)

問合せ先
大臣官房文教施設企画・防
災部計画課 祖父江
03-5253-4111(内線3188)

各国立大学法人等において適切に施設の長寿命化を図るとともに、インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の策定等に資するため、報告書を作成し、国立大学法人等へ普及啓発活動を実施。(平成31年度【新規】)

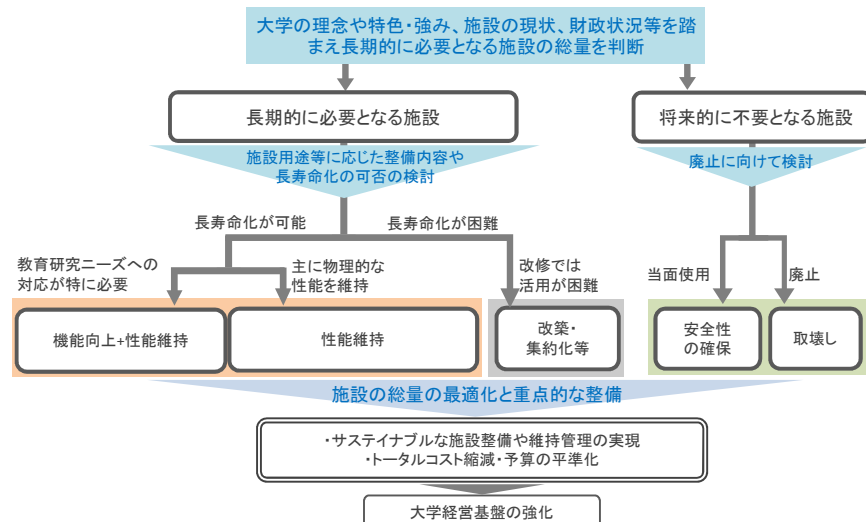
(支援策の具体的内容)

- ・報告書「国立大学法人等施設の長寿命化に向けて」(平成31年3月)
- ・国立大学法人等に向けた会議において説明等を実施。

(支援策のイメージ)

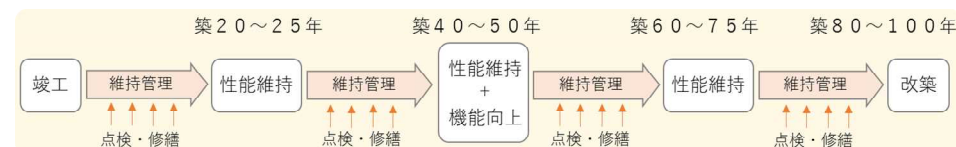
- ・国立大学法人等施設の長寿命化に向けた基本的な考え方を整理

○長寿命化に向けた施設マネジメントの取組



施設の総量の最適化と重点的な整備(施設のトリアージ)のイメージ

○個別施設の長寿命化に向けた基本的なライフサイクル



長寿命化に向けた施設の基本的なライフサイクルのイメージ

※性能維持改修の例： <20～25年、60～75年> 設備(空調等)の更新や屋上防水・外壁の改修等
<40～50年> 設備(空調・照明・給排水等)の更新、屋上防水・外壁・建具の改修、
躯体の耐久性回復等

※機能向上改修：上記以外に、教育研究ニーズ等を踏まえ適宜実施することが重要

【2】技術的支援(スポーツ施設のセミナーの開催)

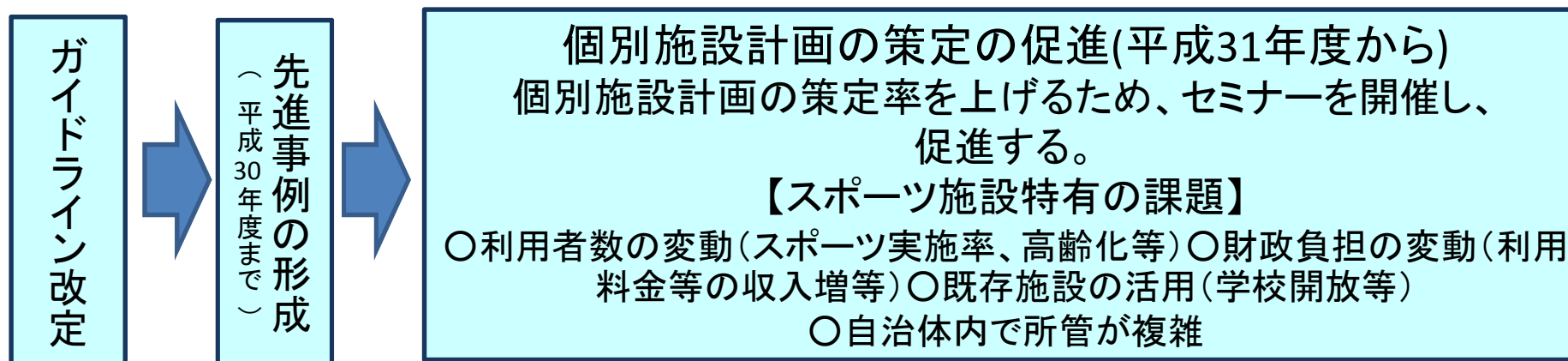
問合せ先
スポーツ庁参事官(地域振
興担当)施設企画係 齋藤
03-5253-4111(内線3773)

地方公共団体向けに地域スポーツ環境の持続的な確保に資する施設の集約・複合化等の先進事例を全国に展開するため、セミナーを開催。(平成31年度【新規】)

(支援策の具体的な内容)

個別施設計画の策定支援、ガイドラインの普及啓発、優良事例の横展開等を目的とした地方公共団体向けのセミナーを開催。

(支援策のイメージ)



財政制約に対応した量と質のスポーツ施設が、持続可能な形で地域に存在することで、健康長寿社会、青少年の健全育成、コミュニティ形成、地域の防災力の向上等を実現

厚生労働省

【1】財政的支援（水道施設整備費による支援）

問合せ先
医薬・生活衛生局水道課 林
03-5253-1111（内線4027）

地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体等に対し、水道施設の整備に要する費用の一部を財政支援。

（支援策の具体的内容）

○生活基盤施設耐震化等交付金

- ・地震対策地域等における重要給水施設に配水する配水管及び基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新
- ・交付率：1／2、4／10、1／3、1／4 ※財政力指数及び水1㎡を作るコスト、老朽管の更新する管種により異なる

（支援策のイメージ）



管路の布設工事



老朽管の更新工事

農 林 水 産 省

【1】財政的支援(補助事業等による支援)

問合せ先
農村振興局整備部設計課
強靱化計画班 林 齋藤
03-3502-8111(内線5536)

地方公共団体が管理・所管している各インフラ(農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、治山施設、林道、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設)について、点検、診断、補修及び更新による老朽化対策を支援する。

(支援策の具体的内容)

地方公共団体が策定する個別施設計画
に関し補助事業による支援。
(補助率：1／2等)

農村振興局

- 農業水利施設
- 農道
- 農業集落排水施設
- 地すべり防止施設
- 海岸保全施設

林野庁

- 治山施設
- 林道施設

水産庁

- 漁港施設
- 漁場の施設
- 漁業集落環境施設
- 海岸保全施設

(農業水利施設等の長寿命化)

農業水利施設

- 水路の補修・更新



農道

- 農道橋の補修・更新



農業集落排水施設

- 新技術を用いた更新



地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の補修・更新



治山施設の長寿命化対策

摩耗・洗掘等の補修
(例:コンクリート製治山ダム)



機能強化
(例:コンクリート製治山ダム)



劣化した部材の交換
(例:落石防止工)



林道の長寿命化対策

橋梁落下防止工による耐震性向上



塗装工事による鉄骨の腐食防止



漁港施設の長寿命化

鋼製矢板の補修
(例:矢板式防波堤)



コンクリート版の補修
(例:岸壁)



海岸保全施設の長寿命化

護岸の補修



防潮堤の補修



【2】技術的支援(基準類の整備や研修による支援)

問合せ先
農村振興局整備部設計課
設計基準班 稲田 恵美須
03-3502-8111(内線5569)

基準・手引き等の策定・改定、研修制度等の充実により、地方公共団体等の職員の技術力向上を支援。

(支援策の具体的内容)

施設の機能保全に関する基準・手引きや個別施設計画策定のためのガイドラインを策定し、地方公共団体等職員へ技術情報を提供。

施設の管理者の多くが地方公共団体や土地改良区であることから、国や農研機構(農村工学研究部門)等が主催する研修・講習会・出前研修等に地方公共団体や土地改良区職員が参加できる体制を確立し、施設の所有者、管理者、対策実施者等を含めた全体の技術力向上を図る。

また、施設の機能保全や長寿命化に関する技術を随時把握できるよう研修内容の充実を図る。

施設の機能保全に関する基準・手引き等の策定・改定状況

施設分野	基準・手引き	策定・改定時期
農業水利施設	・農業水利施設の機能保全の手引き ・農業水利施設の長寿命化のための手引き	・H27.5 ・H27.11
林道施設	・林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン ・林道施設長寿命化対策マニュアル	・H27.3 ・H28.3
治山施設	・治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン ・治山施設個別施設計画策定マニュアル	・H28.3 ・H28.3 (H30.3改訂)
水産基盤施設	・水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン ・水産基盤施設機能保全計画策定の手引き	・H27.5 ・H27.5

研修の実施



機能保全技術の講義



ポンプ診断技術の研修会



水路補修工法技術の出前授業

【3】その他(新技術の開発・導入の推進)

施設の機能診断や補修・補強等の対策に関する新技術の開発・導入を推進。

問合せ先
農林水産省整備部設計課
設計基準班 稲田 玉井
03-3502-8111(内線5569)
水産庁漁港漁場整備部整備課
設計班 山崎 井上
03-3502-8111(内線6880)

(支援策の具体的内容)

現地で活かせる新技術開発について、民間企業、試験研究機関等と連携し、技術開発を推進するとともに、新たに開発された技術情報について、農林水産省のホームページによる公開や新技術・新工法説明会の開催により、施設管理者へ情報を提供。

点検・診断技術

【漁港施設点検システム】

項目名	内容
点検種類	日常点検
最終更新	2015年8月27日 10:49
登録者所属	●●市△△部
場所名	A漁港
対象施設	防波堤
施設位置	上部工
損傷の種類	亀裂
撮影者 コメント	No.21. 機能保全計画上の評価を要確認

機能保全計画で要経過観察として位置づけ

スマートフォンを利用して、漁港施設の点検結果を蓄積、データベース化し、共有化することにより、施設の維持管理の迅速化・効率化が可能。

【潤滑剤による農業用ポンプの診断技術】

採油状況

携帯型測定装置

潤滑剤の性状・汚染 機器の摩耗

ポンプ設備の回転部(軸受、減速機)から潤滑剤(潤滑油・グリース)を採取・分析し、その中に含まれる金属摩耗粒子の量や形態などの情報を用いてポンプ設備の簡易な機能診断を行う技術を開発。

技術開発成果情報の公開

【ホームページによる情報公開】

項目名	内容
1. 技術開発の概要	...
2. 技術開発の経緯	...
3. 技術開発の成果	...
4. 技術開発の今後の展望	...

經 濟 產 業 省

【1】財政的支援(工業用水道事業費補助金による支援)

問合せ先

経済産業政策局地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課 堀、西、飯塚
03-3501-1677

地方公共団体等が布設する工業用水道施設の更新・耐震化事業に、国が事業費の一部を補助

(支援策の具体的内容)【令和元年度予算額 2,985,000千円】

○改築事業の採択基準

- ・建設対象の工業用水道事業を改築する場合、工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化計画を策定し、それを実施するもの。
- ・補助率 100分の30以内

○強靱化事業の採択基準

- ・老朽化が進行している事業、施設更新・耐震化による費用対効果が高い事業又は耐震化率が低く、早急に耐震対策を進める必要がある事業
- ・更新・耐震対策の必要性が高く、かつ経営効率化策を含んだ経営計画を策定している事業
- ・補助率:100分の30以内

(支援策のイメージ)



管の布設工事



管路の更新工事(老朽管内に新管の挿入)

省 通 交 土 国

【0】全体的な支援（ホームページでの情報の一元的提供）

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
吉武 03-5253-8111（内線24544）

インフラメンテナンス情報ポータルサイトを通じて、国土交通省所管分野のメンテナンスに関する情報の一元的提供を行う。

（支援策の具体的内容）

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、社会資本のメンテナンス情報に関する情報ポータルサイトを設置しています。
情報ポータルサイトでは、道路、河川、港湾などの各分野における社会資本の点検状況等が確認できるほか、社会資本の戦略的維持管理・更新に関する施策や取組などについて確認できます。

<トップページ>

<コンテンツの例>

地方公共団体への支援

持続可能な維持管理の実施に向けて、市町村が施設管理者としての責務を果たすことができるよう、まずは市町村目らの体制の強化を図るとともに、なお不足する部分について、国・都道府県等による技術的支援体制を構築することが必要とされています。

そのため国土交通省では、従来の支援に加え以下の具体的施策について検討を進めています。

市町村の体制強化のための支援

国や都道府県による技術的支援

体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築

- ・仕組みのイメージ
- ・道路分野における直轄診断

国等による代行制度の構築

- ・国等による代行制度の構築

維持管理に関する資格制度

- ・維持管理に関する資格制度

維持管理に関する研修の充実・強化

研修の充実・強化

- ・研修の充実・強化

研修資料

- ・道路橋造物管理実務者研修（橋梁初級） 道路橋の定期点検に関するテキスト
- ・河川維持管理に関する技術研修テキスト【実技編】
- ・港湾施設の維持管理に関する技術講習会

マニュアル類（個別施設計画策定時）

マニュアル類（個別施設計画策定等）（VI.必要施策（個別施設計画策定・推進））

行動計画に記載のある、個別施設計画の策定のためのマニュアルやガイドライン等は以下の通りです。（下線のあるものは各マニュアル等のページにリンクします。）

※は行動計画に記載のないマニュアル等

1. ダム

- ・ダム用ゲート設備等点検・整備
- ・ダム用ゲート設備等点検・整備
- ・ダムの長寿命化計画について
- ・ダム総合点検実施要領
- ・ダム総合点検実施要領・解説
- ・ダム総合点検実施要領・解説

法令・基準類

基準類（VI.必要施策に係る取組の方向性 2.基準類の整備）

行動計画に記載のある基準類は以下の通りです。（下線のあるものは各基準類のページにリンクします。）

【凡例】全適用：国・地方公共団体・事業者等の管理する施設に適用されるもの
国適用：国の管理する施設に適用されるもの
地適用：地方公共団体等へ技術的助言として周知されるもの
地参考：地方公共団体等へ参考に情報提供されるもの
事適用：事業者等の管理する施設に適用されるもの
事参考：事業者等へ参考に情報提供されるもの
※一部の事業等が対象となる基準類もあります。詳細は行動計画本文をご覧ください。

1. 道路

- ・道路法（全適用）（平成25年改正）
- ・道路法施行規則（全適用）（平成26年7月施行）
- ・トンネル等の構造上の安全確保の促進に関する告示（全適用）（平成26年7月施行）
- ・定期点検要領（技術的助言）
- ・道路橋定期点検要領（地参考）（平成26年6月策定）
- ・道路橋定期点検要領（地参考）（平成26年6月策定）
- ・道路トンネル定期点検要領（地参考）（平成26年6月策定）
- ・道路トンネル点検要領（地参考）（平成26年6月策定）

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先
大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室 高屋敷
03-5253-8111(内線57739)

各地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設、港湾施設などのインフラ施設に関して、インフラ長寿命化計画を踏まえた点検・診断、修繕・更新等の老朽化対策を総合的に支援する。

※基幹事業ごとの詳細の支援概要については、27～33ページに記載

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が単独で、又は共同して策定した整備計画に対して、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援(計画期間:3～5年、国費率:事業毎に交付要綱で定める割合(1/2等))。

◆道路施設の老朽化対策



定期点検



橋梁の修繕



トンネルの修繕



橋梁の撤去

◆下水道施設の老朽化対策



更生工法
による対策

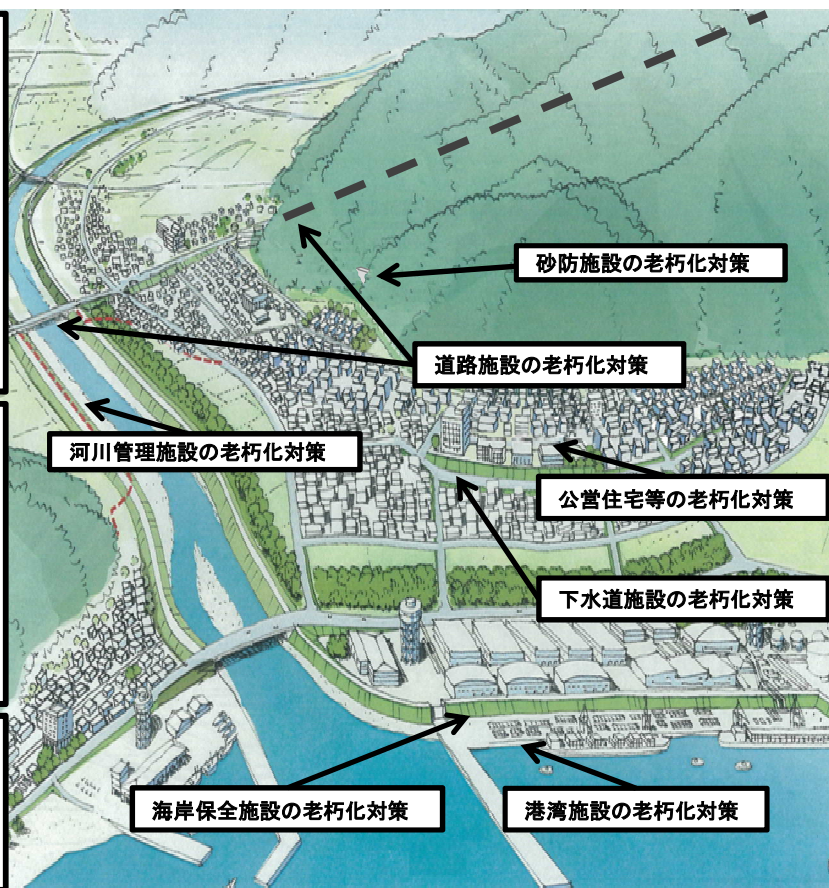


道路陥没

◆港湾施設の老朽化対策



棧橋下面
の補修



◆海岸保全施設の老朽化対策



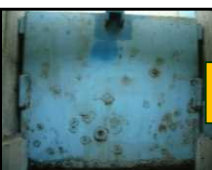
胸壁
の補修

コンクリート劣化・鉄筋露出



空洞化調査

◆河川管理施設等の老朽化対策



水門ゲート
の更新



ポンプ
の補修



【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先
道路局 環境安全・防災課 西池
03-5253-8111(内線38133)

道路事業

(支援策の概要)

地方公共団体の管理する道路施設の老朽化の拡大に対応するため、インフラ長寿命化計画を踏まえた修繕等の老朽化対策を総合的に支援する

(支援策の具体的内容)

補助対象：地方公共団体が実施する一般国道、都道府県道、市町村道の修繕等に関する事業

事業要件：① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。
② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあつては、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。

※橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあつては平成33年度以降の措置とする。

等

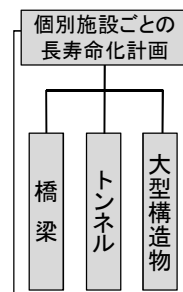
国費率：（重点配分対象事業） $5.5/10 \times \delta$ （その他） $5/10 \times \delta$ ※ δ は地域の財政力に応じた引上率

(道路事業の重点配分対象事業)

- 省令・告示に基づく定期点検、個別施設ごとの長寿命化計画の策定
- 計画に基づく修繕・更新・撤去

※「定期点検」・「長寿命化計画の策定」に対して特に重点的に配分

※点検を計画的に実施している地方公共団体が行う「修繕」・「更新」・「撤去」に対して特に重点的に配分



【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先
港湾局 計画課 岸本
03-5253-8111(内線46-324)

港湾事業

(支援策の概要)

地方公共団体等が実施する港湾施設の老朽化対策及び事前防災・減災対策等について支援を実施

(支援策の具体的内容)

■港湾改修事業

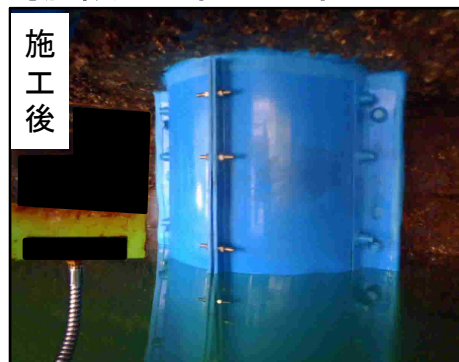
- ・対 象: 港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地)の建設又は改良を行う事業のうち、防災・安全対策のため特に必要と認められる事業
- ・条 件: ①維持管理計画等が策定され、維持管理計画等に基づく適切な維持管理が為されていること
②港湾施設用地のみの建設又は改良を行う事業でないこと
③水深7.5m以上の係留施設と一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業でないこと 等
- ・国費率: 5/10等

(支援策のイメージ)

◆港湾改修事業における港湾施設の老朽化対策



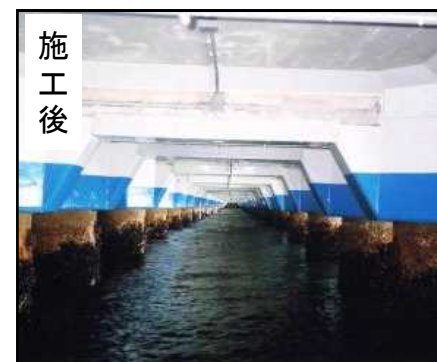
鋼管杭が塩害により腐食



表面処理を行うことで、
鋼管杭本体を長寿命化



栈橋裏面の鉄筋コンクリートが
塩害により腐食



表面処理を行うことで、
栈橋本体を長寿命化

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

河川・ダム事業

問合せ先
水管理・国土保全局 治水課 秋田
03-5253-8111(内線35-583)
河川環境課 流水管理室 鶴岡
03-5253-8111(内線35-494)

(支援策の概要)

・地方公共団体が実施する河川管理施設(水門・ダム等)の長寿命化対策について支援を実施

(支援策の具体的内容) ※代表的な支援策を掲載

■特定構造物改築事業

対 象: 指定区間内の1級河川又は2級河川において施行される河川管理施設の改築並びに長寿命化計画に基づく河川管理施設の延命化に必要な措置 等

条 件: ①長寿命化計画に基づく延命化に必要な措置のための費用及び改築に必要な費用の合計事業費が合計4億円以上であること

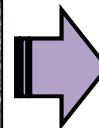
②長寿命化計画が策定され当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であること 等

補助率: 1/2 等

(支援策のイメージ)



老朽化した施設(樋門)の更新



老朽化した施設(放流設備)の改良
(高耐候性塗料による再塗装)

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先
水管理・国土保全局 砂防部保全課
安藤
03-5253-8111(内線36232)

砂防事業

(支援策の概要)

- ・ 地方公共団体が実施する既設砂防設備及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の緊急改築について支援を実施

(支援策の具体的内容) ※代表的な支援策を掲載

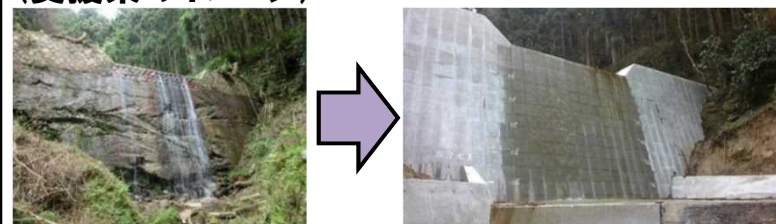
■砂防設備等緊急改築事業

対象：既設の砂防設備及び地すべり防止施設(以下「砂防設備等」)について、緊急改築を行うことで既存の砂防設備等を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもの

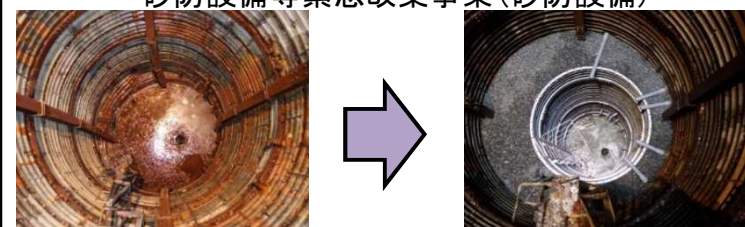
- 条件：①原則として、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの
②事業の対象となる砂防設備等が、以下のいずれかの要件に該当するもの(i)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備(ii)設置後概ね10年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設
③総事業費が1億円以上であるもの 等

国費率：1／2 等

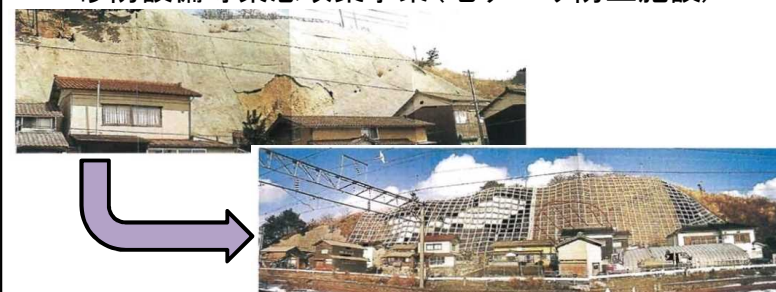
(支援策のイメージ)



砂防設備等緊急改築事業(砂防設備)



砂防設備等緊急改築事業(地すべり防止施設)



急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先
港湾局海岸・防災課
矢野
03-5253-8111(内線46-734)

海岸事業

(支援策の概要)

- ・海岸管理者が実施する海岸堤防等海岸保全施設の長寿命化対策について支援を実施

(支援策の具体的内容)

■海岸堤防等老朽化対策緊急事業

対 象: 海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施する老朽化対策 等

条 件: ①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること

②老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの

③海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画が策定されている地区であること

④総事業費が都道府県が行うもので5千万円、市町村が行うもので2千5百万円以上 等

補助率: 1/2 等

(支援策のイメージ)



施工前



施工後

海岸保全施設(胸壁)の修繕



老朽化状況(コンクリート劣化・鉄筋露出)

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

下水道事業

問合せ先
水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室
栗原
03-5253-8111(内線34232)

(支援策の概要)

- 下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」の策定とそれに基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を支援

(支援策の具体的内容)

■ 下水道ストックマネジメント支援制度

対 象:「下水道ストックマネジメント計画」の策定、同計画に基づく点検・調査及び改築

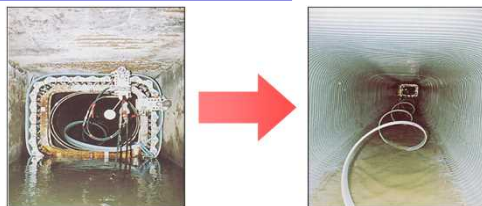
条 件:①事業計画等に基づき適正な維持管理が行われていること

②「下水道ストックマネジメント計画」に位置付けられていること

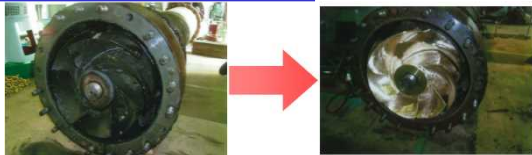
補助率:1/2等

(支援策のイメージ)

更生工法による長寿命化



部分取替による長寿命化

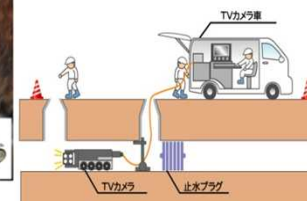


計画的な改築を行うために必要な点検・調査

・潜行目視による点検・調査



・テレビカメラによる点検・調査



【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問合せ先
都市局 公園緑地・景観課
木村
03-5253-8111(内線32945)

都市公園・緑地等事業

(支援策の概要)

○地方公共団体における公園施設長寿命化計画の策定及び当計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を支援

(支援策の具体的内容)

■公園施設長寿命化計画策定調査

公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定を支援【国費率:1/2】※令和5年度までの措置

■公園施設長寿命化対策支援事業

健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている施設の改築を支援【国費率:1/2】

(支援策のイメージ)



老朽化が進行した複合遊具を撤去し、新たに同様の施設を設置



あずまや
老朽化が進行した四阿を再整備

【1】財政的支援(社会資本整備総合交付金による支援)

問合せ先
住宅局 住宅総合整備課
五十嵐
03-5253-8111(内線39845)

地域住宅計画に基づく事業

(支援策の概要)

地方公共団体が管理する公営住宅等について、公営住宅等長寿命化計画等に基づく計画的な建替・改善について財政的支援を実施

(支援策の具体的内容)

- ・支援策の対象: 地方公共団体が行う建替・改善に係る財政的支援
- ・支援策を受けられる条件: 公営住宅等長寿命化計画に基づく事業であること 等
- ・主な補助率: 原則50%

(支援策のイメージ)

外壁改修、給排水設備改修
など、耐久性向上、躯体の経
年劣化の軽減等を図るための
改善への支援



【1】財政的支援(大規模修繕・更新補助制度による支援)

問合せ先
道路局国道・技術課 佐々部
03-5253-8111(内線37863)

地方公共団体の管理する道路施設の老朽化の拡大に対応するため、大規模修繕・更新に対して複数年にわたり集中的に支援を実施

(支援策の具体的内容)

○補助対象

- ・橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの
- ・橋梁の架替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

○事業要件

■事業の規模(平成31年度より事業費要件を緩和)

- | | | |
|---------------------|----------|--------|
| ・都道府県・政令市の管理する道路の場合 | 修繕:全体事業費 | 5億円以上 |
| | 更新:全体事業費 | 35億円以上 |
| ・市区町村の管理する道路の場合 | 修繕:全体事業費 | 1億円以上 |
| | 更新:全体事業費 | 3億円以上 |

■インフラ長寿命化計画等(平成29年度以降の措置※)

- ・インフラ長寿命化計画(行動計画)において、引き続き存置が必要とされているものであること
- ・点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること
- ・長寿命化修繕計画(個別施設計画)に位置付けられたものであること

※ 橋長15m未満の橋梁、トンネル及び大型の構造物にあっては、平成33年度以降の措置

○支援内容

- ・事業の実施にあたり、国庫債務負担行為制度(4箇年以内)の活用も可能
- ⇒個別の事業毎に採択するため、課題箇所確実に予算が充当

【2】技術的支援(社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化)

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
吉武 03-5253-8111(内線24544)

地方公共団体等の職員を対象とした維持管理に係る研修の開催による技術力向上

(支援策の具体的内容)

確実な維持管理が行えるよう、従来の取り組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。技術者不足が指摘されている地方公共団体への技術的支援の一環として、研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。



道路・河川における維持管理の研修の様子(近畿地方整備局)



港湾における維持管理
の研修の様子



インフラメンテナンス国民会議の枠組
みによる自治体支援フォーラムの様子
(郡山市)

【2】技術的支援(LCCの算定方法を示したガイドライン等)

問い合わせ先
総合政策局 公共事業企画調整課
吉武 03-5253-8111(内線24544)

LCC(ライフサイクルコスト)の算定方法を示したガイドライン等の策定・公表や、LCC算定ツールの提供による最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定支援

(支援策の具体的内容)

国は、ガイドラインの策定・公表やLCC算定ツールを提供することなどにより、地方公共団体の最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定を支援している。

【2】技術的支援(インフラメンテナンス国民会議)

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
本庄 03-5253-8111(内線24535)

産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」の取組を推進

会員(199者(2016.11)⇒1,783者(2019.8))の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒ 新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援



ベストプラクティスの全国展開「インフラメンテナンス大賞」

第1回大賞を実施し、248件の応募の中から全28件を表彰
第2回大賞を実施し、205件の応募の中から全32件を表彰 ⇒ 全国に展開するとともに第3回の表彰を秋に実施予定

第2回表彰式(H30.8.9)



国土交通大臣賞 第2回インフラメンテナンス大賞	メンテナンス実施現場における工夫部門 (青森県)	メンテナンスを支える活動部門 (日本大学 大学院)	技術開発部門 (公共財団法人 鉄道総合技術研究所)
県有施設の保有総量縮小・効率的利用・長寿命化の推進〜次世代への価値ある施設の継承のために〜 全国に先駆けて県有施設の効率的・効率的な維持管理や長寿命化等の取組を進め、全庁的な公共施設等のマネジメントを組織的かつ継続的に実施。	みんなで見守ろう。「橋のセルフメンテナンスふくしまモデル」の構築と実践 地域の橋を住民でも日常点検可能なチェックシートを作成し、住民だけでなく高校生の課外活動やインハウスエンジニアの巡回点検にも活用。点検結果を電子地図上にまとめ地域の橋の清掃活動等の予防保全活動を実施。	営業車に搭載可能な軌道検測装置の開発と実用化 本装置を営業車に搭載し軌道検測の頻度を高めることで従来よりも軌道変位の時間的な変化を詳細に把握して、起動状態の診断、将来予測の各精度を高め、保守の効率化を実現。	営業車の下部に検測装置を設置

【2】技術的支援(社会資本の維持管理に関する資格制度)

問合せ先
大臣官房 技術調査課 山口
03-5253-8111(内線22354)

- 既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11登録規程告示)
- 維持管理分野について、のべ209の民間資格を登録。

(支援策の具体的内容)

- ・国は点検・診断等の業務に必要な知識・技術の明確化を図り、必要な技術水準を満たす資格を登録。
- ・地方公共団体は、国が登録した資格を点検・診断等の業務発注時に活用することにより、点検・診断等の一定の水準の確保や、社会資本の維持管理に係る品質の確保を図る。

(支援策のイメージ)

<民間資格の登録等のプロセス>

①業務内容に応じた必要な知識・技術を明確化

	道路			砂防	〇〇
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇
点検	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の5に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術			...	...
診断	...	...	...	...	...

②民間資格を公募

③民間資格を評価

④基準を満たす民間資格を登録

	道路			砂防	〇〇
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	〇〇
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	...
診断	...	...	...	...	...

業務発注の際に登録された資格を活用

<施設等毎の登録資格数(※)>

H31.1.31現在

施設等名	登録資格数					計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	50
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	55
トンネル	5	13	8	3	1	30
舗装	-	-	-	9	1	10
小規模附属物	-	-	-	7	2	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	14
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8
堤防・河道	-	0	0	4	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	209

※維持管理分野を記載。その他計画・調査・設計分野がある。

【2】技術的支援(直轄診断)

問合せ先
道路局国道・技術課
道路メンテナンス企画室 松本
03-5253-8111(内線37853)

地方公共団体管理施設への「道路メンテナンス技術集団」の派遣

(支援策の具体的内容)

地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に対する「直轄診断※1」を平成26年度から実施し、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成27年度より修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業を実施。

※1 地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なものに限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

(支援策のイメージ)

■ 直轄診断の流れ

各道路管理者が点検実施

直轄診断要請
(各道路管理者↓国土交通省)

実施箇所を選定

《 直轄診断 》

【首長への診断結果報告】

■ 三島大橋



ボルトの脱落

■ 大前橋



鉄筋の腐食

■ 大渡ダム大橋



ケーブルの力
バー部の腐食

大渡ダム大橋

〈平成27年1月13日〉

四国地方整備局から仁淀川町長へ診断結果を報告

※三島大橋

平成27年1月15日
三島町長へ報告

※大前橋

平成27年1月14日
婦恋村長へ報告

《 措置 》

直轄診断の結果等を踏まえ、各道路管理者が措置方針を決定

○三島大橋(三島町)
○大渡ダム大橋
(仁淀川町)

⇒修繕代行事業

○大前橋(婦恋村)

⇒大規模修繕・
更新補助事業

いずれもH27年度
事業着手

【2】技術的支援(メンテナンス体制の強化)

メンテナンスに係る会議の設置

(支援策の具体的内容)

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路、港湾、空港、河川の各分野でメンテナンス会議を設置・開催

問合せ先

- ・道路局国道・技術課 道路メンテナンス企画室 松本
03-5253-8111(内線37853)
- ・港湾局技術企画課港湾保全政策室 藤井
03-5253-8111(内線46544)
- ・航空局航空ネットワーク部空港技術課 池田
03-5253-8111(内線49514)
- ・水管理・国土保全局河川環境課 河川保全企画室 内堀
03-5253-8111(内線35464)

道路メンテナンス会議

※平成26年7月に全都道府県で設置済

- 【体制】地方整備局(直轄事務所)／地方公共団体(都道府県、市町村)／高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等)／道路公社
- 【役割】1. 維持管理等に関する情報共有／2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進／3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)／4. 技術的な相談対応



(平成30年3月16日 広島県道路メンテナンス会議)

港湾等メンテナンス会議

※平成27年4月に全地方整備局港湾空港部等で設置済

- 【体制】地方整備局港湾空港部等／地方公共団体等(都道府県、市町村、港管理組合、国際港湾株式会社等)／国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、海洋・港湾構造物維持管理士会
- 【役割】1. 維持管理状況の把握／2. 維持管理体制の確保に向けた検討／3. 港湾施設等の維持管理に関する情報共有／4. 効果的な老朽化対策の推進／5. 技術的な相談対応



(令和元年5月27日 中国地方整備局港湾等メンテナンス会議)

空港施設等メンテナンスブロック会議

※平成27年9月に本省航空局で設置済
平成28年からは全地方航空局で設置済

- 【体制】地方航空局／特定地方管理空港管理者／地方管理空港管理者／会社管理空港管理者
- 【役割】1. 空港施設の維持管理技術等の技術支援・情報共有／2. 空港維持管理・更新計画に基づく管理・更新状況の確認／3. 維持管理に係る技術的な相談対応



(平成30年10月11～12日 佐賀県にて)

河川維持管理会議

※平成23年に全ブロックで会議を設置済
平成30年3月からは全国会議を設置済

- 【体制】本省／地方整備局／地方公共団体(都道府県、政令指定都市)
- 【役割】1. 維持管理に関する情報共有／2. 点検、修繕等の状況把握／3. 維持管理に係る技術的な相談等



(令和元年8月19日 全国河川維持管理会議)

【3】その他(ワンストップ相談窓口の設置・支援センターの設置)

問合せ先
大臣官房技術調査課 野本
03-5253-8111(内線22327)

各地方整備局等や国立研究開発法人港湾空港技術研究所等による地方公共団体に対する助言体制の強化などの技術的支援体制を強化

(支援策の具体的内容)

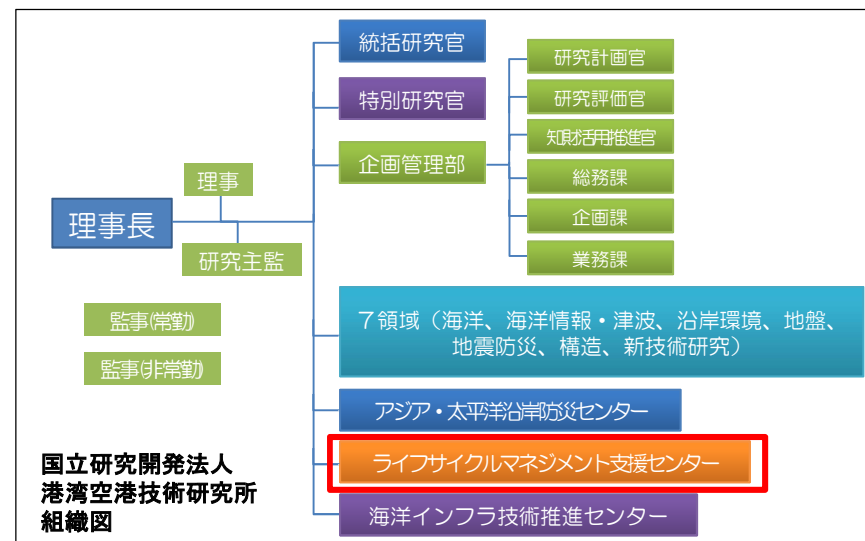
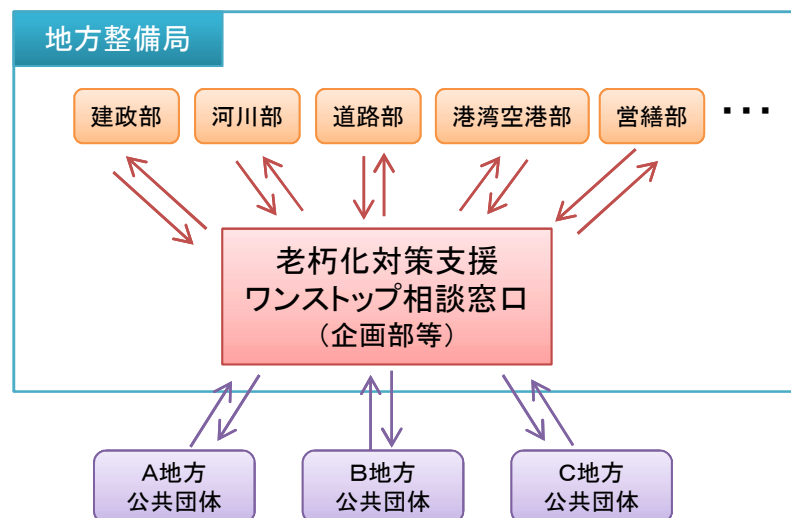
・老朽化対策支援に関するワンストップ相談窓口の開設(H25.7.16設置)

○各地方整備局等では、これまでも道路、河川及び港湾の個別分野に係る相談への体制整備を図ってきたが、地方公共団体に対する老朽化対策等に関するワンストップ支援相談窓口を設置し、支援体制を強化

・国立研究開発法人港湾空港技術研究所 ライフサイクルマネジメント支援センターの設置(H25.4.1設置)

○地方整備局、港湾管理者等への技術指導、情報交換等の支援対応のための窓口を設置。
これにより現場支援を強化するとともに、現場ニーズに対応した研究を促進。

(支援策のイメージ)



【3】その他(老朽化対策に資する新技術の開発・導入の推進等)

問合せ先
大臣官房技術調査課 松村
03-5253-8111(内線22384)

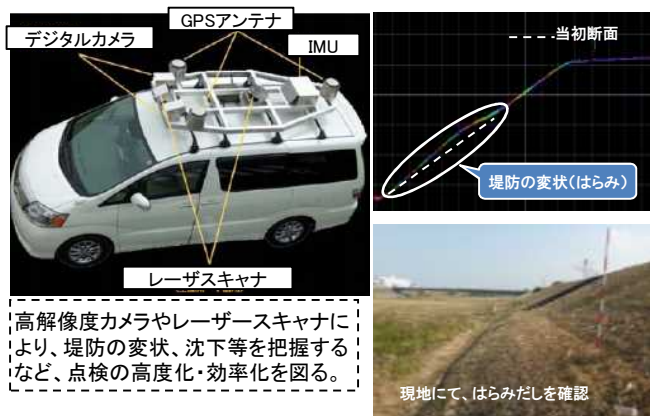
非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、維持管理・更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現。

(支援策の具体的内容)

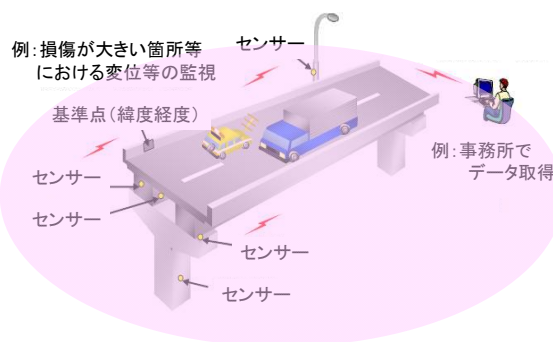
- ・点検・診断技術、・社会インフラのモニタリング技術、次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
- 維持管理等に対する管理ニーズを整理するとともに、技術開発の技術シーズのマッチングを図り、管理ニーズに沿った技術研究開発を促進し、効率的・効果的な維持管理・更新を実現。
- 現場検証を実施し、その評価結果を公表。有用な技術を直轄で先導的に導入し、地方公共団体への普及を促進。

(支援策のイメージ)

点検・診断技術の開発・導入



社会インフラのモニタリング技術



次世代社会インフラ用ロボット

○ 橋梁

- ・近接目視を支援
- ・打音検査を支援
- ・点検者の移動を支援

○ トンネル

- ・近接目視を支援
- ・打音検査を支援
- ・点検者の移動を支援

○ 水中(河川、ダム)

- ・近接目視を代替・支援
- ・堆積物の状況を把握



【3】その他 (維持管理に関する包括的民間委託や民間資金の活用促進)

問合せ先
総合政策局 公共事業企画調整課
吉武 03-5253-8111(内線24544)

地方公共団体と協力して、維持管理に関する包括的民間委託や民間資金の活用促進に向けた具体的な検討を実施

(支援策の具体的内容)

- ・地方公共団体が抱える人員面での課題の解決、また、業務の効率化のため、維持管理に関する包括的民間委託の実施を目指す地方公共団体と協力して、各種課題の共有や改善策の具体的な検討を実施
- ・先導的に官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査又は導入判断等に必要な情報の整備等のための調査に係る業務に要する調査委託費を助成(先導的官民連携支援事業:補助率10/10、上限20百万円)※ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限10百万円とします。

(支援策のイメージ)

<包括的民間委託の検討>

○包括的民間委託を導入している地方公共団体

青森県、福島県、東京都府中市、
新潟県三条市、石川県かほく市

○検討事項

- ①要求水準書
- ②総価契約と単価契約の使い分け
- ③モニタリング
- ④受注者の創意工夫を促すインセンティブ
- ⑤マネジメントできる人材の活用

<先導的官民連携支援事業>

令和元年度募集

1次募集:3月4日から4月12日(終了)

2次募集:5月15日から7月5日(終了)

3次募集:7月22日から8月9日(終了)

環 境 省

【1】財政的支援(循環型社会形成推進交付金による支援)

問合せ先
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 宇都
03-3581-3351(内線6849)

地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の長寿命化に当たり、循環型社会形成推進交付金により市町村等を支援。

(支援策の具体的内容)

- 地域の創意工夫による市町村等の廃棄物処理施設の整備に対する交付金
(交付率: 1/3又は1/2)
- 老朽化した廃棄物処理施設の更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良・改造による長寿命化の取組について重点的に支援

■基幹的設備改良事業

施設の基幹的設備の改良による長寿命化と併せて、省エネ対策等のCO2削減や災害に備えた施設の強靱化に資する機能向上を行う事業を支援。
(長寿命化対策とともに、地球温暖化対策や災害対策を統合的に推進)

■長寿命化総合計画策定支援事業

地域単位の観点から長寿命化が必要な施設に対して長寿命化総合計画を策定するための調査等を支援。

(施設老朽化の現状)

○ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化

※全国1,103施設のうち
築20年超: 473施設
築30年超: 207施設
築40年超: 56施設

○地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれ



- 老朽化した廃棄物処理施設については、適切に整備を行い、地域における安全・安心を確保することが必要。
- 施設の改良・改造による長寿命化を図ることによって、既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担を平準化・軽減。

【1】財政的支援(自然環境整備交付金(国定公園等整備事業)による支援)

問合せ先
自然環境局 自然環境整備課
小山 03-3581-3351(内線6455)

○支援策の概要

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

○支援策の具体的内容

- ◆ 交付先: 都道府県
- ◆ 交付対象事業: 国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る施設を対象
(歩道、園地、休憩所、野営場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設 等)
- ◆ 事業主体: 都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額: 総事業費の100分の45

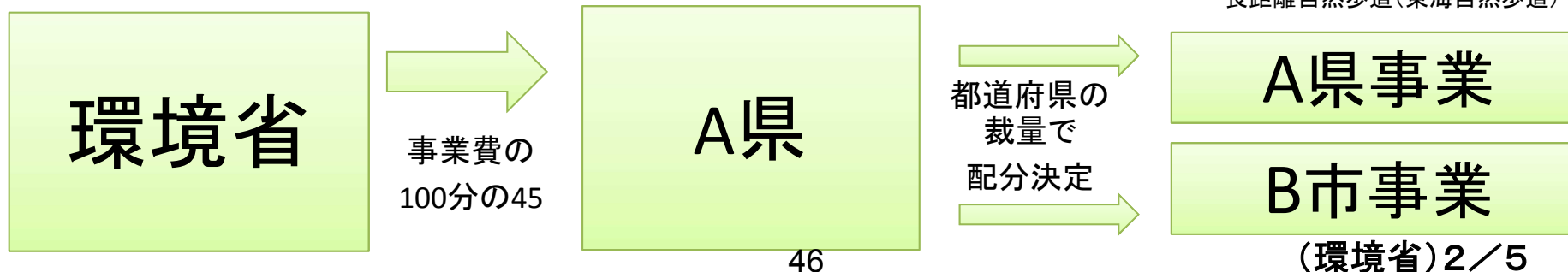


栗駒国定公園
(須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

○支援策のイメージ



【1】財政的支援(自然環境整備交付金(国立公園整備事業)、環境保全施設整備交付金(長寿命化対策整備事業)による支援)

問合せ先
自然環境局 自然環境整備課
山崎 03-3581-3351(内線7698)

国立公園内の地方自治体が
所有する国際化対応・老朽化対策・
長寿命化対策が必要な利用施設
(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

【支援策の概要】

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策、**長寿命化対策**のための整備に対して支援し、国が実施する直轄整備と平行し集中的に整備を推進する。

【支援策の具体的内容】

事業費の1/2を上限とした支援を実施

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
- 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道等の再整備等
- ビジターセンターや休憩所等の国立公園等施設の長寿命化対策整備**

国立公園の利用環境を充実させ、訪日外国人をはじめとする多くの観光者の地方への誘客を図り、地方の観光振興・活性化に寄与

【対象となる事業事例】

支援策のイメージ

【公衆トイレの洋式化】



(誘導標の多言語表記)



(老朽化した落下防止柵の再整備)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)



(ビジターセンターの長寿命化対策整備)

【2】技術的支援(「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」等)

問合せ先
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 飯塚
03-3581-3351(内線6848)

廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な施設整備や保安全管理を充実する「ストックマネジメント」の実施方法に係る手引きとして、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」等を取りまとめ、自治体等に対して周知するなど、技術的支援を実施。

(支援策の具体的内容)

- 自治体等が廃棄物処理施設を含む「公共施設等総合管理計画(行動計画)」や、廃棄物処理施設毎の「個別施設計画」を策定するに当たり、以下のとおり、技術的支援を実施。

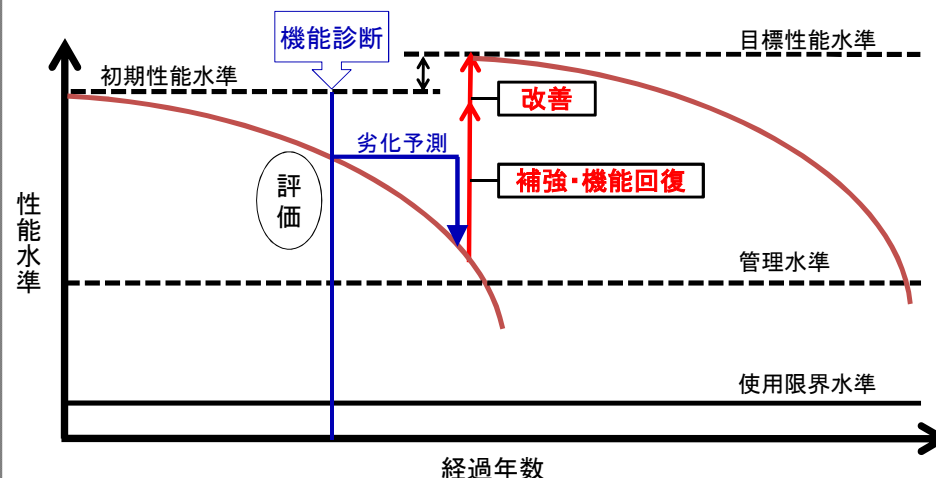
○「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」を平成22年3月に策定(平成27年3月に改訂)し、自治体に周知

⇒ストックマネジメントの考え方に基づき、地域単位での広域的な観点も考慮しつつ、自治体等が処理施設の長寿命化計画を作成する際の手引き。

○ 廃棄物処理施設の「行動計画(案)」及び「個別施設計画の様式(案)」を平成27年7月に策定し、自治体に周知

⇒自治体による行動計画及び個別施設計画策定の参考となるよう、環境省全体の行動計画に先立ち、廃棄物処理施設に特化して案を策定。

(施設長寿命化のイメージ)



- 環境省では、廃棄物処理施設も含めた環境省全体の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を平成28年3月31日に策定。

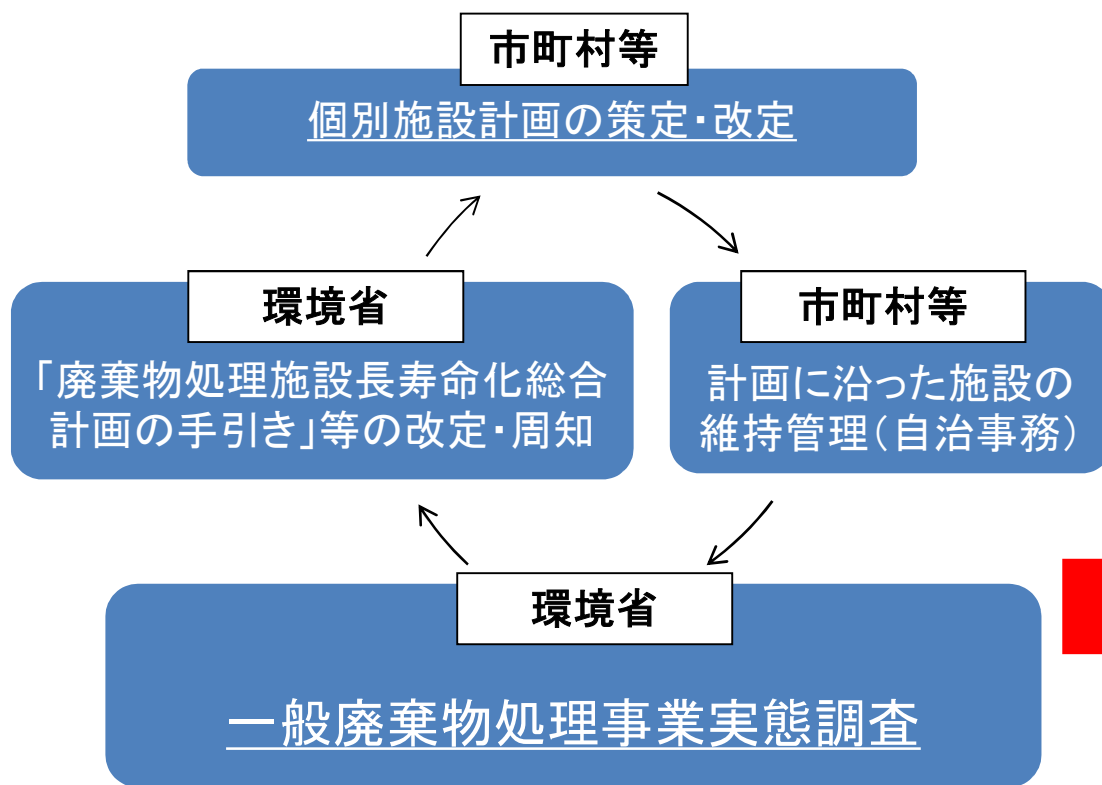
- 今後、各自治体等の「行動計画」及び「個別施設計画」の作成状況等のフォローアップを継続的に実施。

【3】その他(「一般廃棄物処理事業実態調査による進捗管理」)

問合せ先
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 矢野
03-5521-9273(内線6827)

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、国は、市町村等の責務である一般廃棄物の処理に関して、「廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに技術的支援に努めること」とされている。
- 環境省では、昭和47年から、「一般廃棄物処理事業実態調査」を年に一度実施し、各市町村等における1年間のごみ処理状況や整備状況等について把握し、公表している。

(進捗管理の概念図)



「廃棄物処理施設長寿命化総合計画」

- インフラ長寿命化基本計画に基づく「個別施設計画」に相当するもの。
- 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」(平成22年3月策定)に基づき、延命化目標年や施設規模、施設整備・点検等の計画、延命化対策や維持管理・更新費の将来見込み等について規定。

- 市町村等による「個別施設計画の策定状況」等を調査項目として追加(平成28年度)。
- 毎年、KPI(個別施設計画の策定率)の進捗管理を行う(平成28年度～)。